

仮 処 分 決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の平成25年(ヨ)第22074号著作権侵害差止仮処分命令申立事件について、当裁判所は、債権者らの申立てを相当と認め、債権者らに共同の担保として金50万円の担保を立てさせて、次のとおり決定する。

主 文

債務者は、別紙書籍目録記載の書籍を複製、頒布してはならない。

平成27年3月13日

東京地方裁判所民事第46部

裁 判 官 高 橋 彩

(別紙)

当 事 者 目 録

東京都国立市富士見台2丁目39番地の1

債権者 公益財団法人生長の家社会事業団

同代表者代表理事 久 保 文 剛

東京都中央区東日本橋2丁目27番9号初音森ビル10階

債権者 株式会社光明思想社

同代表者代表取締役 白 水 春 人

上記兩名代理人弁護士 内 田 智

東京都渋谷区神宮前1丁目23番30号

債務者 生長の家

同代表者代表役員 磯 部 和 男

同代理人弁護士 田 中 美登里

田 中 伸一郎

外 村 玲 子

以 上

(別紙)

書 籍 目 録

発行所 生長の家

題 号 「聖經 甘露の法雨」

著 者 谷口雅春

折本型経本であり書籍本体の大きさは縦約7 cm×横約3 cm×厚さ約0.5 cm

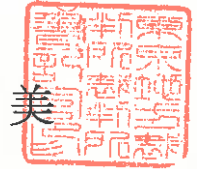
以 上

これは正本である。

平成27年3月13日

東京地方裁判所民事第46部

裁判所書記官 東 敏



美